

4 あさぎり町深田高山総合運動公園

(1) 運動公園

昼間使用					
区分	使用料 (午前・午後・夜間毎)		区分	使用料 (午前・午後・夜間毎)	
	町内	町外		町内	町外
ソフトボールコート	無料	1,030 円	野球コート	無料	1,030 円
グラウンド全面	無料	1,030 円	テニスコート (1 コートにつき)	無料	360 円 (1 時間毎)
夜間照明施設使用					
区分	使用料 (1 時間につき)		区分	使用料 (1 時間につき)	
	町内	町外		町内	町外
ソフトボールコート	1,230 円	1,230 円	野球コート	1,540 円	1,540 円
区分	使用料 (1 時間につき)				
	町内	町外			
テニスコート (1 コートにつき)	410 円	410 円			
深田高山運動公園クラブハウス使用					
区分	使用料(2 時間まで)		使用料(1 時間増すごとに)		
クラブハウス休憩室	310 円		100 円加算		
区分	使用料(1 コイン・3 分)				
温水シャワー	100 円				

(2) 体育館

ア 一般使用料(体育活動を目的として利用する場合)

区分	午前	午後	夜間	全日	終日
	自 8 : 00 ~ 至 12 : 00	自 12 : 00 ~ 至 17 : 00	自 17 : 00 ~ 至 22 : 00	自 8 : 00 ~ 至 17 : 00	自 8 : 00 ~ 至 22 : 00
体育館全面	620 円	620 円	620 円	1,230 円	1,850 円
バドミントン ビーチバレー	100 円	100 円	100 円	210 円	310 円
バレーボール バスケットボール	310 円	310 円	310 円	620 円	930 円
卓球場	100 円	100 円	100 円	210 円	310 円

備考	この使用料は、各コート1面当たりとする。 町外者の使用料金は、上記金額の倍額とする。 体育館照明使用の場合は、1時間当たり310円を加算する。 卓球場専用照明を使用する場合は、1時間当たり100円を加算する。 1時間未満は、1時間と見なす。
----	--

イ 専用使用料(体育活動以外を目的として利用する場合)

*入場料又はこれに類するものを徴収しない催物

区分	午前	午後	夜間	全日	終日
	自 8:00～ 至 12:00	自 12:00～ 至 17:00	自 17:00～ 至 22:00	自 8:00～ 至 17:00	自 8:00～ 至 22:00
営利を目的としない催物	1,900円	2,390円	2,390円	4,290円	6,680円
営利を目的とする催物	9,510円	11,930円	11,930円	21,450円	33,380円

*入場料又はこれに類するものを徴収する催物

区分	午前	午後	夜間	全日	終日	
	自 8:00～ 至 12:00	自 12:00～ 至 17:00	自 17:00～ 至 22:00	自 8:00～ 至 17:00	自 8:00～ 至 22:00	
営利を目的としない催物	100円以下の場合	7,950円	7,950円	7,950円	15,900円	23,850円
	100円を超える場合	8,480円	8,480円	8,480円	16,950円	25,430円
営利を目的とする催物	100円以下の場合	18,540円	18,540円	18,540円	37,090円	55,640円
	100円以上 500円未満	21,190円	21,190円	21,190円	42,380円	63,570円
	500円以上	31,780円	31,780円	31,780円	63,570円	95,350円

備考 照明を使用する場合は、上記使用料に1時間当たり310円の照明使用料を加算する。

ウ 研修室使用料

区分	午前	午後	夜間	全日	終日
	自 8:00～ 至 12:00	自 12:00～ 至 17:00	自 17:00～ 至 22:00	自 8:00～ 至 17:00	自 8:00～ 至 22:00
研修室	360円	360円	360円	720円	1,080円